

託送供給特例認可申請書

2019年10月16日

関東経済産業局長
角 野 然 生 殿

住所 栃木県小山市花垣町2-11-22
氏名 北日本ガス株式会社
代表取締役社長 山本 勝



ガス事業法第48条第3項ただし書(同法第76条第3項ただし書)の規定により、次のとおり託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の 相手方	氏 名 （ 名 称 ）		別紙の通り
	住 所		別紙の通り
	受給 場所	受 入 場 所	別紙の通り
		供 給 場 所	別紙の通り
料金その他の供給条件の内容			別紙の通り
実 施 の 期 日 及 び 期 間			別紙の通り

- 備考 1 「受入場所」及び「供給場所」については、都道府県郡市区町村字番地及び事業場名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとす。

2019 年 10 月 16 日

理 由 書

2019 年 10 月 12 日の台風 19 号により災害が発生し、多くの需要家様が被災されました。今回の災害は、他県においても甚大な被災をもたらし、栃木県鹿沼市も災害救助法の適用地域に指定されました。被災された需要家様に対して、一定期間の間だけ、現託送供給約款以外の供給条件にて供給を行います。

つきましては、託送供給特例認可申請について、ご認可いただけますようお願い申し上げます。

託送供給約款についての特別措置の概要

災害救助法適用地域において、被災した需要家に対してガスの供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、以下の措置を適用する。

1. 被災によりガスの使用ができなくなった被災者が、同一場所で応急的にガスを使用するために臨時のガス工事を行う場合について、2019 年 12 月 31 日までに申込みがあった場合(※)、当該工事にかかる工事費については全額北日本ガス株式会社負担とする。

※当該ガス工事については、託送供給約款に基づき別途定める「工事約款」により契約することになる。なお、工事申込者は託送供給依頼者に限定されないが、上記同様に公平に適用される。

2. 被災した需要場所に係る 2019 年 9 月検針分(支払期限日が 2019 年 10 月 12 日以降となるもの)、10 月検針分及び 11 月月検針分の各託送供給料金の支払い期限を 1 ヶ月間延長する。
3. 被災日(2019 年 10 月 12 日)の属する託送供給料金算定期間の翌託送供給料金算定期間から 6 ヶ月間において、被災した需要場所においてガスを全く使用されなかった料金算定期間については、基本料金を免除する。